

令和7(2025)年度 第3回郡山市学校教育審議会 次第

日 時： 令和8(2026)年1月28日(水) 13時30分～15時30分
場 所： 郡山市役所本庁舎5階 教育委員会室

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 審 議

(1) 報告事項

- 令和8年度入・就学者に係る特認校(西田学園後期課程)の募集人数について

(2) 審議事項

- 「今後の郡山市の教育課程特例校(プログラミング教育)のあり方について」

- ① 令和7年度 第2回郡山市学校教育審議会の論点集約及びまとめ
- ② 「今後5年間における郡山市のプログラミング教育のあり方について」の提言骨子(案)について

《休 憩》 (15分～20分程度)

- ③ 中間まとめ(1)「授業時数について」の検討課題について
- ④ 中間まとめ(4)「現行の学習指導要領の小・中・高等学校共通のポイント」における検討課題について

4 その他

5 閉 会

○ 郡山市学校教育審議会条例

平成10年3月30日

郡山市条例第12号

(設置)

第1条 郡山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、学校教育について必要な事項を調査審議するため、郡山市学校教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 学校教育についての重要施策に関する事項
- (2) 学校教育の振興に関する事項
- (3) 市立学校の通学区域及び学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員9人以内で組織する。

- 2 審議会に、特別な事項を調査審議させるため必要があるときは、特別委員8人以内を置くことができる。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。
 - (1) 郡山市小中学校長会の役員
 - (2) 郡山市PTA連合会の役員
 - (3) 市社会教育委員
 - (4) 学識経験を有する者
- 4 特別委員は、当該特別な事項について学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員が前条第3項第1号から第3号までの各号の職を辞したときは、委員の職を解任されるものとする。
- 4 特別委員は、当該特別な事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員（特別委員を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部学校教育推進課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

令和8年度入・就学者に係る特認校（西田学園後期課程）の募集人数について

1. 令和8年度入・就学者における特例校（西田学園後期課程）の募集人数（受入人数）については、令和7年5月1日の通常学級数及び児童生徒数の推計をもとに、推計値の学級数を増加させないことを前提に、次年度の特別支援学級増設の有無や普通教室の空き状況、前年度の受入状況等を勘案して原案を作成、西田学園と協議を行い決定した。
2. この募集人数（受入可能人数）に基づき、新中学校1年生の入学通知書発送後の令和8年1月13日（火）から2月10日（火）までの期間で募集受付を行っている。

1. 西田学園後期課程(特認校制)

No.	対象中学校等名	令和8年度入・就学者に係る特認校(西田学園後期課程)の募集数(受入可能数)の決定数 (特別支援学級除く)		
		新7年生	新8年生	新9年生
		募集数(受入可能数)	募集数(受入可能数)	募集数(受入可能数)
1	西田学園(後期課程)	10	5	5

- ※1. 西田学園(後期課程)については、令和8年1月13日から2月10日まで募集。
※2. 募集数(受入数)を超えた場合には、募集締切後に抽選して決定する。

西田学園後期課程の募集人数（受入人数）については、前期課程と同時期に行い9月までに決定した。

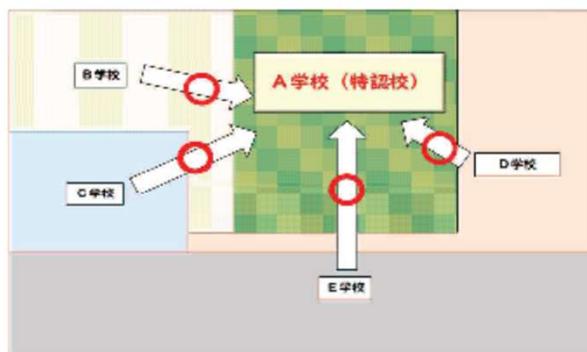
2. 特認校制・隣接区域選択制参考資料

【参考資料1】

1. 特認校制とは？

- 従来に通学区域は残したままで、一定の条件を満たす学校から特定の学校について、通学区域に関係なく、就学を認める制度。
- 本市においては、平成30年度から西田学園義務教育学校(全課程)、平成31年度から金透小学校へそれぞれ導入している。
- 対象となる学校は【参考資料2】の条件を満たす学校で、特認校における毎年度の各学年別受入可能人数を決定する必要がある。

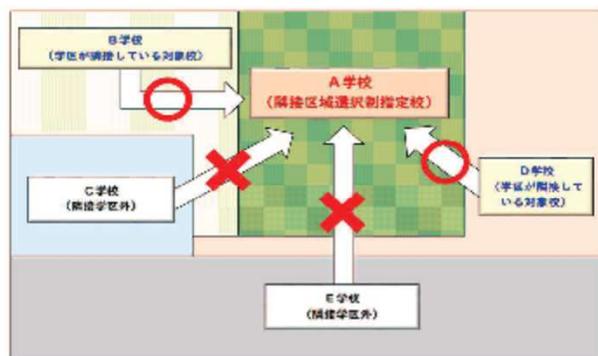
(特認校制の通学区域のイメージ図)



2. 隣接区域選択制とは？

- 従来に通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認める制度。
- 本市においては、過大規模校対策として平成31年度から富田東小学校及び行健第二小学校に導入している。(富田東小学校及び行健第二小学校の通学区域に隣接する学校のみ対象。)
- 対象となる学校は【参考資料2】の条件を満たす学校で、通学区域が隣接している対象校における過大規模校2校からの毎年度の各学年別受入可能人数を決定する必要がある。

(隣接区域選択制の通学区域のイメージ図)



【参考資料2】 令和7年度特認校制及び隣接区域選択制の対象校一覧表

(令和8年度入・就学者に適用)

1. 富田東小学校及び行健第二小学校の隣接区域選択制対象校(富田東小 6校、行健第二小 4校)

【富田東小学校に隣接する小学校(6校)】					
1 行徳小学校	2 喜久田小学校	3 桃見台小学校	4 赤木小学校	5 大島小学校	6 富田小学校

【対象校の要件】
・ 富田東小学校の通学区域に隣接している小学校であること。

【行健第二小学校に隣接する小学校(4校)】			
1 日和田小学校	2 明健小学校	3 行徳小学校	4 喜久田小学校

【対象校の要件】
・ 行健第二小学校の通学区域に隣接している小学校であること。

2. 金透小学校の特認校制度対象校(5校)

令和7年度から令和9年度までの対象校 (5校)				
1 行健小学校	2 行健第二小学校	3 富田東小学校	4 大島小学校	5 大成小学校

【対象校の要件】
① 今後3年間、通常学級数19以上であること。
② 今後3年間の各学年児童生徒数の推移を確認し、児童の転出があっても19学級以上を確保できる見込みであること。

3. 西田学園義務教育学校前期課程の特認校制度対象校(25校)

令和6年度から令和8年度までの特認校制度対象校(25校)									
No.	対象小学校	No.	対象小学校	No.	対象小学校	No.	対象小学校	No.	対象小学校
1	日和田小学校	6	安積第一小学校	11	小原田小学校	16	富田小学校	21	桑野小学校
2	行健小学校	7	安積第三小学校	12	開成小学校	17	富田東小学校	22	大島小学校
3	行健第二小学校	8	永盛小学校	13	芳賀小学校	18	富田西小学校	23	小山田小学校
4	明健小学校	9	柴宮小学校	14	桃見台小学校	19	大槻小学校	24	大成小学校
5	行徳小学校	10	橋小学校	15	薫小学校	20	桜小学校	25	朝日が丘小学校

【対象校の要件】
① 今後3年間、通常学級数12以上であること。
② 今後3年間の各学年児童生徒数の推移を確認し、児童の転出があっても12学級以上を確保できる見込みであること。

4. 西田学園義務教育学校後期課程の特認校制度対象校(中学校:10校)

令和6年度から令和8年度までの特認校制度対象校(中学校:10校)									
No.	対象中学校	No.	対象中学校	No.	対象中学校	No.	対象中学校	No.	対象中学校
1	行健中	2	明健中	3	安積中	4	郡山第一中	5	郡山第三中
6	郡山第五中	7	郡山第六中	8	郡山第七中	9	富田中	10	大槻中

【対象校(中学校)の要件】
① 今後3年間、通常学級数12以上であること。
② 今後3年間の各学年児童生徒数の推移を確認し、児童生徒の転出があっても12学級以上を確保できる見込みであること。

【留意事項】

- 特認校制の対象校は、郡山市学校教育審議会において3年ごとに見直しを行う。また、原則3年間継続するものの、毎年5月1日現在の学校基本調査に基づくフォローアップの対象として審議会の報告事項。(見直しは審議事項。)
- 特認校の対象校見直しは、審議会の審議・了承を得て、教育委員会定例会の報告事項。
- 特認校制及び隣接区域選択制の募集人数及び応募者数は、審議会及び教育委員会定例会(1.から3.は、9月と11月、4.は12月と2月)の報告事項。
- 隣接区域選択制については、毎年度の審議会におけるフォローアップの対象として報告事項。
- 上記以外の対象校は、特認校制及び隣接区域選択制の対象とは一切ならない。(ただし、学区外申請の場合は除く。)